

長崎県立猶興館高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- ・各部は、部の目標に応じて活動を行っており、「体力・技術の向上」「仲間との関わり良さ」を感じている生徒が多い。一方で学習との両立に悩みをもつ生徒も見られる。
- ・全員が部活動に入部することとしているが、生徒数の減少に伴い、団体戦登録人数に満たない部活動もでてきている。

以上の点を踏まえ次の点について協議を進めていく。

- ①生徒や地域のニーズ、生徒と教師数等を踏まえた運動部活動の設置
- ②各運動部活動の活性化及び学習と部活動の両立を達成させていく支援体制づくり

【施設等の使用状況】

- ・基本的には、校内の施設を利用している。ローテーションによっては、市の施設を利用して活動を行う。

<利用している施設>

- ・平戸市文化センター(男女バスケットボール、バレーボール、バドミントン)
- ・亀岡テニスコート(ソフトテニス)
- ・赤坂野球場(野球)
- ・ライフカントリー(サッカー)

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むとともに、生涯にわたって心身の健康増進に努め、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- ・猶興精神(自立・自発)を身につけ、自己実現に向けたゆめめ努力のできる生徒の育成を図る。

【休養日及び活動時間】

- ・1日の活動時間は、原則として、平日2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)3時間程度とし、週当たりの活動時間が16時間を越えないことを目安とする。なお、活動時間とは、身体的トレーニング効果が期待される主活動の時間(準備や後片付けを含む全体の時間が練習時間)をさす。
- ・週当たり1日以上休養日、その際、月に2回以上は週末を休養日とすることを原則とし、家庭の日(第3日曜日)に配慮する。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

- ・部顧問は、4月中旬に年間活動計画を、翌月の5日前までに月ごとの練習計画を作成する。また、年間活動計画や練習計画は、本校のホームページで掲示する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・部顧問は、計画的に各競技団体の研修会や教育委員会等主催の研修会に参加し、自らの指導力を養うとともに、教職員や外部指導者への情報提供を行う。
- ・外部指導者の活用を行い、顧問と連携し部活動運営にあたる。
- ・保護者には、ホームページ等を通じて部活動の情報提供を行う。

【熱中症等の事故防止について】

- ・毎月2日に部活動施設・設備の安全点検を行い事故の未然防止に努める。
- ・「熱中症は知識で防げる」という観点から、顧問、生徒ともに熱中症に対する知識を深め、気象庁等の情報や熱中症計などを活用し、WBGTに応じた活動を行う。
- ・日常の活動の中では、適宜水分補給を行うとともに、1時間に1回は休憩時間を確保する。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- ・生徒のニーズ、生徒や教師数、部活動指導員の配置数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の超過勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動が実施できるよう、設置する部活動について年度末に検討する。

